

東吉野村障害者活躍推進計画

1. 総 則

- (1) 機 関 名 東吉野村
- (2) 任命権者 東吉野村長
- (3) 計画の位置づけ
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
第7条の3第1項の規定に基づく障害者活躍推進計画
- (4) 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 東吉野村における障害者雇用に関する課題
東吉野村においては、令和元年6月の障害者任免状況通報時において法定雇用率を上回っているため、新規の募集・採用は行っていない。
今後も法定雇用率を維持するため、募集・採用に努めるとともに、障害のある職員がその能力を発揮し活躍することができるよう、職場の体制整備や各種の取組が必要である。

2. 目 標

- (1) 採用に関する目標
当該年6月1日時点の法定雇用率以上
（参考）令和元年度の法定雇用率 2.5%
令和元年6月1日時点の実雇用率 3.43%
- (2) 定着に関する目標
不本意な離職者を極力生じさせない。

3. 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用推進者として総務企画課長を選任する。
- ・ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当等）を整備するとともに、役割分担及び各種相談先の整理を行い、関係者間において情報を共有する。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、障害の程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・ 定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- ・ 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者になった者をいう。）については、円滑な職場復帰のために必要な職務選定及び職場環境の整備等並びに通院への配慮を行う。
- ・ 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。
 - (ア) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
 - (イ) 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - (ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - (エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - (オ) 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する

法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。